

『小牧市国民保護計画（案）に対する市民意見募集  
（パブリックコメント）の結果及び市の考え方』

平成 1 9 年 2 月

総 務 部 総 務 課

「小牧市国民保護計画（案）」に対する市民意見募集  
（パブリックコメント）の実施結果等について

## 1 市民意見募集（パブリックコメント）の実施概要

(1) 意見募集対象

「小牧市国民保護計画（案）」

(2) 意見募集期間

平成18年12月1日（金）から平成19年1月4日（木）

(3) 公開方法

- ・総務課窓口、情報公開コーナー及び各支所・出張所で閲覧
- ・市のホームページに全文掲載
- ・広報こまき12月1日号に「小牧市国民保護計画（案）」の概要を掲載

(4) 意見提出方法

持参、郵送、Eメール、ファックス

## 2 意見募集の結果

(1) 意見提出者数及び意見の件数

意見提出者数	意見の件数
14人	18件

(2) 意見提出方法の別

提出方法	人数
持参	1人
郵便	1人
Eメール	5人
ファックス	7人
合計	14人

(3) 意見提出者の性別

男性	女性	合計
8人	6人	14人

#### (4) 意見募集結果の概要

提出された意見を考慮した結果、計画の修正ではありませんが、「まえがき」を追加いたしました。

「意見及び市の考え方」については、4ページ以降のとおりです。

なお、①の「平和な国づくり、平和に関する記述について」の意見については、計画の修正ではありませんが、「まえがき」を追加し、平和についての記述を加えることといたしました。

## 目 次

N o	項 目	意見及び考 え方の（案）該 当ページ	国民保護計画 （案）該当 ページ
①	平和な国づくり、平和に関する記述について	4	—
②	住民への説明・意見募集について	6	—
③	小牧市国民保護協議会について	7	2
④	市議会の審議や審査の義務付けについて	7	2
⑤	計画の軽微な変更について	8	2
⑥	計画作成委託について	8	—
⑦	武力攻撃の種類別の対応策・計画の実効性について	9	10～11 47～48
⑧	計画の独自性について	1 0	6～8
⑨	自治体業務の遂行について	1 0	—
⑩	計画の及ぼす恐怖心について	1 1	—
⑪	防災対策の優先について	1 1	—
⑫	自衛隊基地や原子力発電所などの撤去について	1 2	—
⑬	基本的人権の制限について	1 2	3
⑭	住民避難について	1 3	45
⑮	自衛隊員の避難誘導・ジュネーヴ条約に基づく無防備地域宣言について	1 3	45
⑯	啓発及び訓練について	1 4	22～23. 28
⑰	動物保護について	1 5	45
⑱	安否情報について	1 5	20～21 51～52

※ 4 ページ以降の「市民意見募集の結果及び市の考え方」中の 1～1 4 は、意見提出者の受付番号です。

## ① 平和な国づくり、平和に関する記述について

- 2 国民や一般市民に被害・犠牲が出てからの計画であると思います。行政に望むことは戦争やテロが起こらない、外国から武力攻撃されるような国にならないような社会・環境作りを最優先に考えることだと思います。戦争の起こらないような平和な国づくり計画に努力してください。
- 3 万が一武力攻撃事態等が発生した場合に備えて作成するものと言われているが、それより先に戦争やテロが起きないように努力し続けることだと思う。平和を追求する姿勢こそ一番大切ではないか。憲法9条をも守る姿勢をかかげるべきである。
- 8 仮の敵国を作って、攻撃されることを心配するよりも、政府に日頃から諸外国と友好的な関係を確立するよう働きかけたり、市としても「非核平和都市宣言」をするなど、平和を守る努力をすることが大切だと思います。
- 9 外国から攻められることのない日本をどうしてつくるかを市の責務の第一に考えるべきである。
- 10 どの国が日本に目を向けさせて攻めてくるのか、それはなぜかはっきりしていないと思います。なぜかを議論したらどうでしょうか。
- 11 国民保護計画策定を急ぐことなく、憲法・地方自治法に基づき、非戦への不断の努力こそが、県民の生命・財産を守るという基本姿勢に立って、慎重な対応を強く要請申します。非戦、平和のための不断の努力を行うことを、計画案の中に明確に書き込んでください。（多治見市・名古屋市では表現を盛り込んでいる。）  
戦争災害を未然に防ぐ努力を怠り、平和主義の憲法を掲げながら有事の準備をするという行為は、諸国、諸勢力に敵対するものと受け取られます。国民保護計画案の策定は、憲法に反し、かえって軍事的緊張を生むだけであり、市民の生命・財産を脅かすものです。  
非核及び非戦の決意の宣言を明確に書き込んでくださいますよう重ねて求めます。
- 12 小牧市の基本的立場を前文として設けて下さい。  
例案は、「市民の生命、財産を守るためには、平和が前提である。このために、国が、世界各国との友好に努め、平和の維持に向けた外交努力を強く推進するよう要請するものである。同時に小牧市も、平和のメッセージを発信し、たゆみない平和への働きかけを進める決意を表明する。  
本計画は、こうした外交や平和への努力が実らず、不幸にして武力攻撃や緊急対応事態等が発生したとき、小牧市民の生命、身体および財産を最大限守っていくために策定する。」
- 14 平和を追求することが一言も言及されていません。平和追求は「国であり、市は不要」とのお考えか。平和を追求する姿勢が一番大切です。市の責務が、「総論、市の責務」にそのことが記載されていません。憲法9条に基づき、世界に向け平和を発信する「市の責務」を掲げてください。

### （市の考え方）

小牧市国民保護計画（案）の「まえがき」で、平和について記述することを考えております。

なお、記述に関しては5ページのとおりです

## はじめに

平成15年6月、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」が成立し、翌年9月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法が施行されました。

この法律は、万が一、武力攻撃や大規模テロなどといった不測の事態が発生した場合において、国民の生命、身体、財産を守るため、国をはじめ地方公共団体や指定公共機関等がそれぞれの立場で果たすべき役割を定めたものであります。

小牧市では、地震等の自然災害と同じく、武力攻撃事態や緊急処理事態において発生した災害から、住民の生命、身体及び財産を守ることは市の責務であることから、国民保護法やジュネーブ条約などの国際人道法の規定を踏まえ、平成19年3月、小牧市国民保護計画を作成しました。

小牧市国民保護計画は、基本的人権を十分に尊重しながら、市民の皆様の安全確保を目的として、避難誘導や救援、発生した災害への対処といった国民保護に取り組むこととし、的確かつ迅速に実施するためには、市民の皆様のご協力が不可欠であると考えています。

また、起きてはならない事態ではありますが、可能性がある事態に備えるという意味から必要なものと考えており、実効性のある計画とするため、不断に検証、見直しをすることとします。

平和な社会を願うのは皆共通の願いです。しかし、小牧市国民保護計画は、不測の事態に備えるという意味において必要なものであると考えています。

この計画の作成に当たり、ご協力をいただきました小牧市国民保護協議会の委員の皆様及び関係各位に対し、改めて感謝申し上げますとともに、今後とも市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成19年3月

小牧市長 中野直輝

## ② 住民への説明・意見募集について

- 1 第3編（武力攻撃事態等への対処）に係る国民の中にある疑問や不安に、十分な討論が組織されていないことから、いまずぐ制定を急がず、意見公募に加えてさらにQ&Aの場をもって頂きたい。制定は大切な問題だから1年先を希望します。
- 3 計画の作成を急ぐ必要はない。市民に説明会を開き、意見を聞くべきではないか。
- 4 パブリックコメントを求めている情報すら多くの市民は知らない。時間をかけてより多くの市民から意見を求めて論議されることを望む。  
日々の生活の中で非常事態にどう小牧市が対応するかという現実的なところから議論を積み上げていくほうがいいのではないか。
- 5 計画案を読んでいない人はほとんどなのではないですか。その計画案はどなたが立ち上げ案を作られたのですか。市民一人一人に広く計画案を提起しているのですか。知らないうちに市民の決定した案として、どこに提出されるのか知りませんが、それは民主主義の理念に反しているのではないですか。もっと時間をかけて案を市民に知ってもらうことを行ってほしい。
- 6 意見を募集していることを、なぜメディアを使うなどしてもっと広く公表しないのですか。抜粋してまとめたものを出してほしい。小牧市民全員にこの案が出されていることを知ってもらえるよう行動してください。
- 9 1ヶ月余で意見を求め、2月には決定というスケジュールについては納得できない。少なくとも1年位は市民との対話を含む検討期間が必要と考えます。
- 10 目的がはっきりつかめる様、市民にもっとアピールしてください。また議会での討論は市民に伝えてください。説明会を多く持ってください。
- 11 パブリックコメント募集のあり方について住民説明会の開催もないため、十分な市民参加が保障されているとはとても認められません。  
国民保護計画策定には、議会の議決を要しないという看過できない問題があり、その意味でも、策定過程での市民参加の保障は慎重に扱われなければならないはず。  
寄せられた意見は、事務局が勝手に概要にまとめることなく、全文を国民保護協議会委員に配布、また同様に全文をホームページ等で市民にも公表すること（当然個人情報配慮する）を強く求めます。
- 14 少なくとも一年ぐらいの期間において、もっと広く市民に周知徹底し議論を深め、市民と直接対話しながら作成する必要がある。

### （市の考え方）

小牧市では、「小牧市国民保護計画（案）」について、広く市民等の意見を求めることが必要と考え、市民意見募集の要領を定め、意見の募集期間を平成18年12月1日から平成19年1月4日までとし、パブリックコメントを実施いたしました。

また、小牧市国民保護計画（案）を、わかりやすく見ていただくため、12月1日号の広報には、約2ページの概要版を掲載し、公共施設にて閲覧できるようにするとともに、ホームページに掲載し用語集も付けさせていただきました。

このパブリックコメントの結果については、お寄せいただいた意見を整理してホームページで公表し、小牧市国民保護協議会委員には、計画審議のためお寄せいただいた意見の全文を配布することを考えています。

なお、国は、国・都道府県・市町村の国民保護計画の作成スケジュールを定めており、小牧市としては、国や愛知県の体制整備に遅れることのないよう、平成18年度中に小牧市国民保護計画を作成したいと考えております。

小牧市国民保護計画は、今後も市民の皆様に広く公表してまいります。

### ③ 小牧市国民保護協議会について

- 1 1 小牧市国民保護協議会の開催について、ただでさえ数少ない国民保護協議会の会議のうち第1回の開催については、「公開・非公開について検討する会議だったので」との理由で、開催予告さえもなく、完全非公開で実施されたとうかがいました。市民参加、情報公開に全く逆行するような、本協議会開催のあり方は大変問題です。
- 1 3 小牧市国民保護協議会に作成会社社員が出席している。また随行の自衛隊員も同様に参加していますが、計画作成者でなく、協議会員ではなく、傍聴者でなく、それでいて参加者であるのは、協議会の構成に瑕疵がある。
- 1 4 協議会が2回開催されたとお聞きしているが、小牧市のホームページに議事録を公開してください。

#### （市の考え方）

小牧市では、「小牧市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、会議の公開を行っていますが、新たに協議会や審議会等の会議を開催する場合は、第1回目の会議において今後の会議の公開又は非公開を決定するものとしています。

これにより、第1回の小牧市国民保護協議会にて、今後の協議会の会議について公開が決定され、第2回目より会議を公開したものであります。

また、協議会の会議録については、市本庁舎の情報公開コーナーにて閲覧をいただけます。

なお、委託業者の出席については、協議会の資料作成等を円滑に実施するため、事務局の補助者として会議への参加を要請したものであり、自衛隊員の出席は、単に協議会委員の随行者として会場に入っていたものであり、どちらも協議会において意見の発言等を与えているものではありません。

### ④ 市議会の審議や審査の義務付けについて

- 3 市議会の審議や審査を義務付ける必要がある。
- 9 計画（案）の策定、見直し、変更にあたって市民の代表である市議会へは単なる報告だけで審議されないのは何故か。議会軽視ひいては市民軽視である。
- 1 1 計画案について、議会で正式に審議もされず、議決も経ないのは、憲法・地方自治をないがしろにするものです。議会の議決を要せず、たった1年の間に数回の協議会開催で決定するという手続き自体が、地方自治及び憲法に保障された適正手続きに反します。
- 市議会議長も委員として参加されていることから、議会での十分な審議を行うよう求めます。
- 市が国民保護計画を作成するときに、議会の議決を経ることを明記してください。できないというのであれば、なぜ議会の議決を経てはいけないのか説明を求めます。
- 議会の議決を経ることが不可能な場合は、議会の意思を尊重することを国民保護計画に明記してください。
- 「5 市国民保護計画の見直し、変更手続」についても同様です。見直し、変更にあたっては、議会の議決を要すること、少なくとも、議会の意思を尊重することを明記してください。
- 1 4 議長が協議会に参画しているだけであり、市民の代表である市議会の審議・審査を明文化すべきではないか。

### （市の考え方）

国民保護法第 35 条第 6 項では、市長は、市国民保護計画を作成したときは、速やかにこれを議会に報告するとともに、公表しなければならないと規定されていることから、市議会での議決等は考えていません。

なお、これまでに市議会へは、平成 18 年 11 月 20 日の全員協議会に、小牧市国民保護計画（案）を報告し、説明いたしました。

### ⑤ 計画の軽微な変更について

1 1 軽微な変更とは、どのような場合を指すのか具体的に説明をしてください。

### （市の考え方）

国民保護計画の軽微な変更とは、国民保護法施行令第 5 条の規定によれば、地域の名称や地番、住居表示、機関や組織の名称、所在地などの変更が該当します。

### ⑥ 計画作成委託について

7 国民保護計画の作成を外部の業者に委託することは、総務省消防庁は好ましくないといっている。

1 1 なぜ小牧市は、国民保護計画策定を自ら行わず、業者に委託したのでしょうか。その理由を具体的に説明してください。

受注業者は、春日井市での国民保護計画策定を受注した会社と同じであり、また、その落札額が全く同じ 249 万 9 千円ですが、なぜそのような結果になったのか説明してください。

計画作成を、なぜ、250 万円もの税金をかけて外注しているのか、説明をしてください。小牧市よりも財政事情のよろしくない自治体でも、外注せず、自前で国民保護計画の策定に取り組んでいますから、人員不足等は理由になりません。

今回のような基本的な計画作成を市自らが行わないのは、地方自治の本旨に反し、真のシビリアンコントロールに反します。

### （市の考え方）

小牧市では、平成 18 年度からの新規業務である国民保護業務について、限られた人員で最大の効果をあげるために、小牧市国民保護計画の作成業務を委託いたしました。

この委託業務の内容は、小牧市国民保護協議会運営のための資料作成、計画書の印刷製本などであり、小牧市国民保護計画（案）の基となる部分は、市職員において検討したものであります。

なお、小牧市の予算執行については、市議会の議決を経て適正に執行したものであり、委託業者の選定等につきましては、平成 18 年 4 月 12 日に、5 社による指名競争入札で業者決定したものであります。

また、落札額については、落札した金額と同額を他市が落札した結果であります。

## ⑦ 武力攻撃の種類別の対応策・計画の実効性について

9 弾道ミサイル攻撃にあたっての避難について、案の内容は言葉だけのものとしか考えられない。

着上陸侵攻の場合についての具体的な対応は述べられていない。NBC攻撃について、今日核兵器による攻撃が行われたなら、住民を守る方策はないといわれている。核兵器廃絶にむけて市がどうするかを示すことが必要であり、核兵器関連の削除を求めます。

11 弾道ミサイル攻撃の場合の避難の方法として、堅ろうな施設や建築物の地階、地下駅舎等の地下施設に避難すると記載されていますが、現代の強力な威力のミサイル攻撃を受けた場合、がれきの下敷きになったり、火災で火と煙に襲われるだけです。

政府が、このような避難の想定をしているからといって、そのまま書き写すのは、住民の生命及び財産を守る責務を担う自治体として、あまりにも無責任です。戦争になれば、安全な避難場所というものはありません。

14 NBC兵器による攻撃を受けたとき、具体的な方針及び措置は明らかになっているのか。仮に、明らかになっていない中で「市は、保有する装備・資機材等により対応可能な活動」をどう行うのか。

仮に核兵器などNBC兵器の攻撃の被害を防ぐには、核シェルター、ワクチン、防毒マスク等のことが明記されていないのは不思議であります。この計画案で本当に防げるのかお考えを知りたい。

### （市の考え方）

小牧市国民保護計画（案）の武力攻撃の対処については、国の基本方針及び愛知県国民保護計画に基づき記載しました。

これは、専門家が研究した結果に基づき、一般的な知識として、その効果的な対処方法を示したものであり、武力攻撃災害が起こった場合の基本的な事項を記載したものであります。

ゲリラや特殊部隊による攻撃などについては、国、愛知県、小牧市等の関係機関が連携し、攻撃の様態に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させるなど適切な対応を行うこととなります。

また、核攻撃についても、小牧市が、国や愛知県と同様に核兵器の攻撃を想定したものであり、この場合、国から示される核攻撃の特性に応じた避難措置の指示の内容を踏まえ、適切な避難に努めることとなります。

今後も、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果などを踏まえて、計画の見直しを行い、実効性を高めていきたいと考えております。

## ⑧ 計画の独自性について

7 小牧市と春日井市の国民保護計画（案）を読み比べてみました。両市の計画（案）は「地理的、社会的特徴」の記述と一部の表現方法が異なること以外は一字一句が同じでした。その後、両市とも同じ業者に計画作成を依頼され、249万9千円という同額で契約されていることを知りました。両市は人口の規模をはじめさまざまな点で違いがあります。なぜ両市の計画（案）が同じなのでしょう。

この案は消防庁国民保護室が作成した「市町村国民保護モデル計画」と構成や内容の記述が、完全に同じであることがわかりました。自治体ごとの相違が全く反映されていない（案）になっています。税金の無駄遣いといわれても仕方ありません。

国民保護計画をそれぞれの自治体で策定するという趣旨は、そのまちの特徴を生かして作ろうということであったと思います。しかし、このようなものであれば、総務省が何種類かのパターンの国民保護計画を作成して、各市町村に選んでもらえば手間と経費が節約できるのではないかと思います。

航空自衛隊小牧基地が立地していることは、国民保護計画を作るうえで避けることのできない問題であると思いますが、このことについての記述は8頁に4行記述されているだけです。軍事空港は有事の際に攻撃目標になる可能性が高いので、このことへの対処の方法を記述することは絶対に欠かすことができないと思います。

### （市の考え方）

小牧市国民保護計画（案）の作成にあたっては、国民保護措置等の対象となる地域が広く、市や県の区域を超えての避難なども考えられます。

そこで、国の基本方針、愛知県国民保護計画、市町村国民保護モデル計画との整合性を保つとともに、愛知県との相談を基に、計画に必要な内容を記載しました。

これに対して、市の地理的特徴や社会的特徴などは、それぞれの市で異なる内容になると考えられます。

なお、航空自衛隊小牧基地の存在については、市が国民保護措置を実施するにあたり、特に配慮する地域特性として、計画作成に当たり留意しました。

市は、平素から基地をはじめ関係機関と連携し、国民保護措置の円滑な実施に配慮します。

## ⑨ 自治体業務の遂行について

9 案に示されている小牧市のなすべき多面的な仕事が、地方自治法に示された自治体業務を遂行しながらやれるのか疑問である。

### （市の考え方）

国民保護法に基づき、万一の場合、市民の生命、身体及び財産を武力攻撃事態等から保護するため、市民を守る取組みを最優先にすることは、安心安全のまちづくりの上からも重要であると考えております

## ⑩ 計画の及ぼす恐怖心について

- 3 この計画案は現実性のない事態も含め「敵が攻めてくる」「戦争がおきる」と恐怖心をあおっていると思う。
- 8 やたら市民の不安をあおるような「小牧市国民保護計画案」には反対です。
- 9 不安をかきたて戦時体制を名実ともにつくりあげようとしているとしか思えません。この案は現実性も感じられないもので不必要であると考えます。

### （市の考え方）

市国民保護計画は、万一の武力攻撃や大規模テロの際に、市民の生命・身体・財産を武力攻撃災害から保護するためのものであり、社会を日常的に軍事化しようとするものではありません。

市としては、国が定めた国民の保護に関する基本方針や愛知県国民保護計画に基づき、市民を保護するため、可能性がある事態等に備えるために作成するものです。

## ⑪ 防災対策の優先について

- 11 小牧市も、地震対策など、防災への備えを充実させることが最優先と考えます。「有事」は、外交努力等で防ぐ努力ができますが、自然災害は待ってくれません。計画案の「第2編 平素からの備えや予防」は行わないでください。税金は、防災対策にこそ優先的に使われるべきです。具体性に乏しく現実に効果をのぞめない、また、策定して臨戦態勢をとることによって危険を招く国民保護計画策定に税金とおかねを投入することはやめて、防災計画の充実や、公共施設の耐震化を最優先に取り組むべきです。

### （市の考え方）

小牧市では、豪雨、地震などの自然災害などによる災害から市民を保護するために、災害対策基本法に基づき、小牧市地域防災計画を策定し、必要に応じて見直しを行い、充実を図っています。

また、公共施設の耐震化については、順次建替えや耐震補強を行っております。

今回、国民保護法によって市は、新たに武力攻撃災害から市民の生命・身体・財産を保護するため、広範な責務を負うことになりました。

したがって、自然災害時には想定されない事態や武力攻撃に伴う災害への対応は、特有な内容も多いことから、地域防災計画とは別に国民保護計画として作成するものであります。

## ⑫ 自衛隊基地や原子力発電所などの撤去について

**1 1** 真剣に攻撃を想定し、住民を保護しようとするのであれば、攻撃対象となる自衛隊の基地や施設の撤去を即座に国に要請すべきですから、その日程を計画案に盛り込む必要があります。

特に小牧基地は、イラクへの自衛隊派兵を実行中であり、重要な役割を担い、今後もその機能強化が計画されていることから、ますます敵視される状況にあり、近隣の各務原基地にはミサイル防衛のPAC3が配備予定であり、こちらも一層攻撃の対象となるおそれが高まるため、PAC3の配備をやめるよう国に要請する取り組みについて、国民保護計画に書き込む必要があります。

原子力発電所の被災による影響からは逃れようがなく、また、永年にわたって深刻な被害を受け続けることとなります。原子力関連施設の撤去に向けての取り組みこそ、国民保護計画に書き込むべきです。

### （市の考え方）

小牧市国民保護計画は、万一武力攻撃事態に至った場合に、市民の生命、身体及び財産を守るために国民保護法に基づき作成する計画です。

これに対して、自衛隊施設及び原子力関連施設のあり方については、国が検討し判断されるべきものと考えています。

## ⑬ 基本的人権の制限について

**9** 「国民の自由と権利を尊重する」とあるが、そもそも措置の実施が必要となった非常の場合、むしろ「基本的人権」は極端に制限を受けることになるため率直にそのことを述べる必要がある。

**1 3** 武力攻撃事態が生じたときこそ、地域住民の基本的人権が保障されなければなりません。特に平和的生存権の保障が第一義的なものですが、なんら触れられていない。

### （市の考え方）

国民保護法第5条では、国民の保護のための措置を実施するに当たって、国民の自由と権利が尊重されなければならないとされ、小牧市国民保護計画（案）においても、その旨を明記しています。

国民保護措置を実施する場合に、国民の自由と権利に、「制限が加えられるとき」は、主に避難住民や武力攻撃に伴う被災者が生じた場合の救援に関する部分に限定されており、国民保護法第81条及び第82条のとおり、医薬品や食品の救援物資の確保、避難住民等のための収容施設や医療施設を確保するための土地等の使用又は医療の提供のための医療の実施の確保が挙げられます。

また、小牧市国民保護計画では、国民保護法第5条の規定に基づき、これらの制限について「必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行う。」と定めています。

#### ⑭ 住民避難について

- ③ 15万人市民が避難できるのか。鳥取県2万6千人の住民を隣接県へバスで避難させるのに「11日」かかるシュミレーション結果があった。こうした問題点や対策案は明記されていない。
- ④ 15万人が避難するなど、現実的ではない想定や対応が記述されている。現実性のない議論より一人一人の安全をいかに守るかといった現実的な議論をすべきではないか。
- ⑨ 住民の協力については、自主防災組織やボランティアが対象とされているが、それで十分か。
- 避難などに際して「障害者」「老人」などへの配慮が示されているが、そのような余裕があるとは考えられない。放置、見殺しにされる危険が大である。
- ゲリラなどの攻撃について、警察、自衛隊などは攻撃の排除行動が優先し住民保護の活動はあとまわしとなるため、住民は当然自己判断で行動することになるがどうしたらよいか述べられていない。

#### （市の考え方）

要援護者を含む市民の避難、他市町村や他県への避難などについては、国民保護法、国の基本方針、愛知県国民保護計画、市町村国民保護モデル計画に基づき、小牧市国民保護計画（案）に避難の基本的な方針を記載しました。

今後、この計画に沿って、愛知県や他市町村等と連携・協力し、具体的な実施方策を構築していきたいと考えています。

なお、自衛隊等が行う武力攻撃を排除するための措置については、市民の避難とともに、どちらも重要であるため、全体を把握する立場にある国により総合調整が行われることになります。

#### ⑮ 自衛隊員の避難誘導・ジュネーヴ条約に基づく無防備地域宣言について

- ⑨ 自衛隊を含む組織、自衛隊員による避難誘導などは「文民保護」の対象にならず、攻撃を受ける口実を与えられられる。
- ①① 自衛隊派遣の要請や避難誘導に当たらせる等のことをしないことを明記していただきたいと思います。それが軍事目標であると判断をされた場合、民間人を誘導している等のことにかかわらず攻撃の対象となってしまいます。
- 日頃から、軍と文民の区別を厳密に行い、仮に軍が民間人の避難誘導にあたるとしても、それは恒久的な配属でなくてはならないという国際人道法の考え方からも、本計画案やその元となっている国の考え方は、かえって住民を危険にさらすものでしかありません。
- ジュネーヴ条約に基づく無防備地域宣言を行うための研究も含め、有事に加担することのない自治体づくりを重ねてお願いいたします。
- ①③ 戦時には住民と戦闘員を区別することを規定しているジュネーヴ条約を遵守することが決定的に重要ですが、なんら触れられていない。
- ①④ ジュネーヴ条約に違反しているのではないか。本当に「国民を保護する」ための計画ならば、自衛隊に避難住民の誘導をさせないよう規定すべきです。

### （市の考え方）

小牧市国民保護計画（案）は、国民保護法に基づき作成しており、自衛官による避難住民の誘導の要請は、国民保護法第63条第1項の規定に基づいています。

また、国において、国民保護法はジュネーブ条約に違反していないと見解が示されていることから、小牧市国民保護計画（案）についても、ジュネーブ条約に違反していないと考えます。

なお、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）の59条は、紛争当事者が攻撃することを禁止した無防備地区について定めています。

同条の2に基づいて、無防備地区の宣言をすることができる紛争当事者の適当な当局については、当該地区の防衛に責任を有する当局、すなわち、国であると解されており、県及び市町村が、無防備地区の宣言を行うことはできないとされています。

## ⑯ 啓発及び訓練について

11 「第4章 国民保護に関する啓発」で、防災の啓発と連携することが書かれていますが、防災の啓発に便乗することなく、国民保護の啓発や訓練は行わない、当然、功労者の表彰も国民保護に関してはやめるよう求めます。かえって諸国、諸勢力に不信を持たせ、有事を招くものですから、大変おそろしく感じます。

国民保護に関する啓発は、「敵」を想定し、有事への対応を「啓発」するもので、敵愾心を煽り、人種、民族、宗教等のちがいによる差別を助長させることにつながるおそれが高いものです。有事関連の啓発は行わないでください。

### （市の考え方）

武力攻撃事態等に際しては、市民の生命・財産を守るために、必要な情報を適切に周知、伝達していくことが重要であり、そのための啓発は必要ではありますが、恣意的に危機意識を煽るようなことは考えていません。

訓練については、今後の課題ではありますが、国民保護計画に沿って、市民、市、関係機関等が適切に行動できるよう訓練を行なうことは重要であると考えています。

なお、訓練の参加はあくまでも市民の自発的な意思によるものと考えております。

## ⑰ 動物保護について

1 1 「(9) 動物の保護等に関する配慮」の記載では、家庭動物を連れての避難をどうするのか不明です。また、家庭動物以外の食用等の動物や、希少生物の保護に関する取り扱いはどのように考えるのか説明を求めます。

### （市の考え方）

動物の保護等については、環境省及び農林水産省からの通知である「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方」を踏まえ、家庭動物等の保護等について必要な措置を講ずるよう努めることとしています。

その考え方としては、平素からの備えとして、ケージ等の資材や飼料等の確保、武力攻撃事態等において、家庭動物等の保護や収容、相談・助言等の取り組みをすることとしています。

なお、避難所等におけるペット対策は、既存の防災における取扱いに準じ、「愛知県避難所運営マニュアル」に基づき取扱うこととなります。

今後、愛知県や関係機関などと連携し、体制を整備していきたいと考えております。

## ⑱ 安否情報について

1 1 安否情報の収集・提供についてですが、住基ネットは使用しないでください。安否情報の照会を行う者の身分証明書により、照会対象者とのどのような関係を確認しようとするのか、またどのように不当な目的でないことや不当利用されないことを確認、判断するのか、具体的に説明を求めます。

また「公益上特に必要があると認めるとき」とはどのような場合を想定しているのか具体的に説明してください。照会に係る者の同意がない場合でも、前述の不当な目的でない等に該当すれば照会に応じるのかについても説明をしてください。

### （市の考え方）

安否情報省令（平成17年総務省令第44号）に基づき、国民保護法に定める安否情報事務を円滑かつ適切に実施することとされています。

これは、「家族がその近親者の運命を知る権利（ジュネーヴ条約第32・33条）」を満たすこと。また、個人情報の有効性を理解し、国民一人ひとりの利益となるような安否情報事務の運用が必要とされています。

消防庁が構築を進める安否情報システムは、消防庁にサーバーを置き、各市町村等からの情報を提供し、各市町村等へフィードバックするシステムであり、住基ネットとは別のシステムとなっています。

また、照会者が被照会者に対し、親族・同居者・知人であることの確認は書面確認及び口頭確認を行うこととし、回答は被照会者の同意に基づくものです。

なお、「公益上特に必要があると認められるとき」とは、被照会者が意識不明等により、同意の確認が取れない場合に、例外的に回答できるかを判断するものであり、回答に当たっては、国民保護法(第95条第2項)で、個人情報の保護に十分留意することとされています。

※ なお、あらかじめ広報等に記載しましたように、募集した内容とは直接関係のない意見と判断されるようなものについては、意見としての取り扱いをいたしませんのでご了承ください。

「小牧市国民保護計画（案）に係る市民意見募集の結果及び市の考え方」